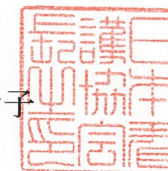


厚生労働省
健康局長 福田 祐典 殿

平成30年5月7日

公益社団法人 日本看護協会
会長 福井 トシ子



平成31年度 予算編成に関する要望書

一億総活躍社会の実現のため、子どもや高齢者を含めた誰もが、社会における全ての場で、将来の夢や希望に向け活躍できる地域づくり、地域包括ケアの推進を目指す施策がはじまっています。その実現には全国民が健康な日々を送れることが前提であり、健康寿命の延伸に向けて、重症化予防、介護予防、健康管理等の取り組みが推進されています。

保健師は地域の実情に精通する保健・医療の専門職として、地域の健康課題を分析・評価し、その特性に応じた対策の施策化や地域づくりを実施しており、これらの役割は必要かつより一層重要になっています。一方、地域保健を取り巻く課題は多様化、深刻化し、自治体においては母子保健や精神保健福祉分野、生活保護を含む生活困窮者への支援の拡充が図られるなど、保健師の配置を必要とする領域、部署が拡大しています。

これらを鑑み、各自治体における保健師の計画的な人材確保および適正な配置をはじめとし、自治体の保健活動をより効果的、継続的に展開するため、統括保健師の配置、人材育成が必要です。

よって、次の事項の実現を図られますよう、強く要望いたします。

重点要望事項
自治体保健師の計画的な人材確保および適切な配置の推進

要望事項

要望1 自治体保健師の計画的な人材確保および適切な配置の推進

要望2 市町村の統括保健師の配置および人材育成計画の策定の推進

自治体保健師の計画的な人材確保および適切な配置を推進されたい

1)自治体保健師の計画的な人材確保および適切な配置の推進

《都道府県・指定都市等》

➤ 児童相談所における保健師の状況について

平成28年の児童相談所強化プランでは、児童相談所の体制及び専門性の計画的な強化を目的に、平成29年度までに保健師の増員210人を目指すとしているが、平成29年4月時点で、保健師の数は138人にとどまっている。

また、児童相談所運営費(交付税)で、保健師3名分の予算措置がされているものの、保健師を採用していない相談所も多く、今後、さらなる保健師の配置を目指し、積極的に推進していく必要がある。

➤ 精神障害者の地域生活支援における保健師の状況について

平成30年3月に「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」が通知された。ガイドラインには、精神障害者が、退院後、継続的なケアにより、再発や悪化を防ぎ、地域で充実した生活を送れるよう、特に必要があると認められる者に対し、新たに退院支援計画を作成することが示された。計画の作成主体は、相談支援を実施している自治体の保健所等が想定されており、各自治体の精神保健分野等を担当する保健師の人員体制の充実が必要である。

《市町村》

➤ 子育て世代包括支援センターにおける保健師の状況について

平成29年8月に「子育て世代包括支援センターの設置運営について」が通知され、子育て世代包括支援センターの必要職員体制として保健師等を1名以上配置することが示された。これまで設置されたセンターに保健師が配置されているか不明であり、状況の把握と未配置の解消を進めると共に、今後設置されるセンターへ保健師が配置されるよう推進していく必要がある。

➤ 生活困窮者の自立支援における保健師の状況について

生活困窮者自立支援法等の改正に伴い、平成33年より、生活保護制度における自立支援の強化・適正化として、「健康管理支援事業」が開始することが求められる。生活困窮者、生活保護者の健康支援の推進に向け、今後、福祉事務所にも保健師の配置の推進が必要。

《都道府県・指定都市等》

●児童相談所の保健師の配置状況と必要人数

配置目標(※)	配置の現状	差
210人	138人(H29.4)	▲ 72人

(※児童相談所強化プラン, H28年4月~H31末)

児童相談所へ
さらに72人確保が必要

●精神障害者の入退院支援に関わる保健師の業務量と必要人員の試算

・新たな業務として、「支援計画の作成」「相談支援」「協議会の設置」を想定すると、1保健所につき最低1人以上の保健師の増員が必要。

全国各保健所へ1名づつ
469人以上の増員が必要

(保健所数469箇所出典:健康局地域保健室調べH30.4.1現在)
(試算:日本看護協会)

《市町村》

●子育て世代包括支援センターの設置状況と保健師の配置状況

- ・全国1,741市区町村のうち、センター設置は525市町村(1,106カ所)H29時点
- ・これまで設置されたセンターおよびこれから設置されるセンターに、**保健師が1人以上配置**されるよう推進が必要

※健康管理支援事業について

生活保護受給者は、医療保険の加入者等と比較して生活習慣病の割合が高いが、健診データ等が集約されておらず、生活習慣病の予防・重症化予防の取組が十分に実施できていない。

国は罹患状況等を分析し、福祉事務所への情報提供等により、生活保護受給者への、生活指導や受診勧奨等を支援する。

- 1) 市町村の統括保健師の配置を推進されたい
- 2) 計画的な人材育成が図られるよう、各自治体の状況に応じた人材育成計画の策定を推進されたい

1) 市町村の統括保健師の人材育成、配置の推進

➢ 更なる保健活動の推進、専門的な能力向上等に向けて市町村の統括保健師の配置を推進していくことが必要である。

平成25年4月「地域における保健師の保健活動において(健康局長通知)」において、保健師の保健活動を組織横断的に総合調整及び推進し、人材育成や技術面での指導・調整を行う統括的な役割を担う保健師(所謂、統括保健師)の配置が示されたところである。

統括保健師の配置によって、専門的能力向上に向けた人材育成が可能となったことや、分散配置保健師に対する支援、情報集約・発信の役割・責任の明確化、保健事業の連携や推進、危機管理時の対応が可能となる等、様々な効果が報告されている(引用:厚生労働省HP/地域における保健師の保健活動に関する指針の活用状況に係る調査/全国保健師長会/H27年)。

これらはすべての市町村に求められるものであり、さらなる配置の推進が求められる。

2) 各自治体における人材育成計画の策定の推進

➢ 平成28年3月に、「保健師に係る研修のあり方等に関する検討会最終とりまとめ(厚生労働省)」において、自治体保健師のキャリアラダーが示された。これに基づき、本会では平成29年度『市町村保健師の人材育成体制の構築に関する支援ポイント』案を作成した。平成30年度に試行し精練した上で、普及を図りたいと考えている。市町村の人材育成計画支援に資するため、所要の予算を確保する必要がある。

●統括保健師の配置状況

- 都道府県の配置が97.9%となった一方、市町村での統括保健師の配置が49.7%であった。

表4 統括的な役割を担う保健師を配置している自治体数【平成29年5月1日時点】

	平成29年度	平成28年度	対28年度増減 (カッコ内は増減率)
都道府県(n=47)	46 (97.9%)	43 (91.5%)	3 (+7.0%)
市区町村(n=1,741)	866 (49.7%)	835 (48.0%)	31 (+3.7%)
うち 保健所設置市 (H28:n=72、 H29:n=74)	56 (75.7%)	50 (69.4%)	6 (+12.0%)
特別区 (n=23)	9 (39.1%)	8 (34.8%)	1 (+12.5%)
市町村 (H28:n=1,646 H29:n=1,644)	801 (48.7%)	777 (47.2%)	24 (+3.1%)
合計	912 (51.0%)	878 (49.1%)	34 (+3.9%)

※4 統括的な役割を担う保健師とは、「保健師の保健活動を組織横断的に総合調整及び推進し、技術及び専門的側面から指導する役割を担う者」を示す。(出典:「地域における保健師の保健活動について」(平成25年4月19日健康0419第1号厚生労働省健康局長通知)) (以下同じ)

出典:厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/hoken/katsudou/09/dl/ryoukichousa_h29_4-5.pdf